

社会福祉法人 真愛の家 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、カトリックの精神に基づき多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人居宅介護等事業の経営

(ロ) 老人デイサービスセンターの経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ホ) 老人介護支援センターの経営

(ヘ) 障害福祉サービス事業の経営

(ト) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人真愛の家という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇1697番36に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算書の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決 議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上7名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を、理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇1697番地36・1697番地40所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建 特別養護老人ホーム真愛の家寿荘

1棟 (延4,793.13平方メートル)

- コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 プロパン庫
1棟 (延20.00平方メートル)
- 鉄骨造アルミニウム板葺平家建 真愛の家恵の里
1棟 (延292.16平方メートル)
- (2) 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇1697番地36所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 デイサービスセンター真愛の家
1棟 (延486.00平方メートル)
- コンクリートブロック造スレート葺平家建 倉庫
1棟 (延22.94平方メートル)
- (3) 京都府舞鶴市字西神崎小字川端301番地所在の
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 居宅
1棟 (延71.76平方メートル)
- (4) 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇1697番36所在の敷地
(4,594.18平方メートル)
- (5) 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇1697番40所在の敷地
(2,044.19平方メートル)
- (6) 京都府舞鶴市字西神崎小字川端301番所在の敷地
(826.00平方メートル)
- (7) 京都府舞鶴市字東神崎小字川関22番1所在の敷地
(259.39平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、舞鶴市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、舞鶴市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 舞鶴市地域包括支援センターの設置経営
- (3) 地域支援事業(介護予防事業)の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 解 散

(解 散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、舞鶴市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を舞鶴市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人真愛の家の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 大 島 登 |
| 副理事長 | 平 田 清正 |
| 常務理事 | 植 松 誠明 |
| 理 事 | 福 田 利重 |
| 〃 | 関 ワカ子 |
| 〃 | 梅 澤 秀明 |

監 事 内海 均
" 藤村 友博

1. この定款は、平成29年4月1日から施行する。

定 款 変 更 歴

- 1 京都府指令4福第597号 平成4年7月27日 定款一部変更認可
(理事会議決4. 5. 22/申請4. 6. 15/変更登記4. 8. 3)
第1条、第2条、第3条、第4条第5項、第6条第1項及び第4項、第8条
第12条第2項、第3項及び第4項、第13条、第17条第2項、第18条、第22条
第23条第1項を変更
- 2 京都府指令5福第173号 平成5年3月12日 定款一部変更受理
(理事会議決4. 11. 28/届出5. 2. 25/変更登記5. 1. 12)
第3条及び第12条第2項を変更
- 3 京都府指令6福第216号 平成6年4月13日 定款一部変更認可
(理事会議決6. 3. 23/申請6. 3. 29/変更登記の必要なし)
第4条第5項、第6条第3項及び第5項を変更、同条第7項及び第8項を追
第10条を挿入し、以下1条ずつ繰り下げ、第18条第1項を変更
- 4 京都府指令7福第23号 平成7年1月13日 定款一部変更認可
(理事会議決6. 12. 1/申請6. 12. 6/変更登記7. 1. 19)
第1条第2号(二)を追加して変更
- 5 京都府指令8地域第408-6号 平成8年5月24日 定款一部変更認可
(理事会議決8. 3. 29/申請8. 5. 1/変更登記8. 5. 28)
第1条第2号(口)を追加して変更
- 6 京都府指令10地域第200-6号 平成10年1月14日 定款一部変更認可
(理事会議決9. 12. 15/申請9. 12. 27/変更登記10. . .)
第10条第2項を挿入、第3項、第18条第2項を挿入し、第2項を第3項に
第19条の2を追加
- 7 京都府指令2地域第53-22号 平成12年2月21日 定款一部変更認可
(理事会議決12. 1. 24/申請12. 1. 27/変更登記12. 2. 25)
第1条第2号(口)を追加して変更、第1条第2号(二)に追加して変更
第13条第1項、第3項、第4項を挿入し、第4項を第5項に、
第4章に新たな条文を挿入し、以下1章ずつ繰り下げる。第21条及び
第22条に新たな条文を挿入し、以下2条ずつ繰り下げる。
第3章第2項に新たな条文を挿入。平成13年5月29日一部変更。
- 8 第1条を変更。第3条を挿入。以下1条ずつ繰り下げる。第2章第3項の一部を変更。
第4項を削除し、第5項を繰り上げる。第11条を第7条に変更。第9条を一部変更して第8
条の第2項、第3項に挿入する。第9条に新たな条文を挿入。第6条を第10条とし新たに第
6項を挿入し、以下1項ずつ繰り下げる。
第7条第1項を一部修正し第11条とする。第10条を第12条に、第12条を第13条にす
る。第3章の第14条から第18条までを新たに追加し、以下1章ずつ繰り下げ、条文も挿入

条文ずつ繰り下げ第13条を第19条にし、以下繰り下げていく。第13条第2項に新たな条文を追加し、第4項の一部を変更する。第18条第2項を一部修正する。第19条の2を第26条とし、その分繰り下げる。第21条第1項、第23条の一部を修正する。第26条第1項を一部修正する。平成13年9月13日一部変更。

- 10 第1条(1)(イ)及び(2)(ハ)の一部を変更。第19条の第2項を一部変更する。
平成14年2月28日変更
- 11 第1条(ニ)に新たな条文を追加し、(ニ)を繰下げ(ホ)とする。第19条第2項に新たな条文を追加する。平成14年3月19日変更
- 12 第1条(ロ)の条文の一部及び、第20条の条文の一部を、平成17年3月1日に変更
- 13 第1条(ヘ)(ト)の条文を追加する。平成17年11月28日変更
- 14 第1章 第3条 条文文中を一部削除し、文言を追加する。第2章第5条1項(1)理事定数を6人から7人に変更する。第10条1項 条文文中を一部削除し、文言を追加する。第3章 第14条2項 評議員会は13名の評議員を15名の評議員に変更する。第15条2項 条文文中を一部削除し、文言を追加する。第5章第28条 条文文中に文言を追加する。第8章第34条 条文文中に文言を追加する。
平成18年4月1日に変更
- 15 第1章 第1条第2項(ロ)の一部 ふれあいホーム真愛 の設置経営を削除し、(チ)を追加する。
平成19年2月1日に変更
- 16 第1章 第1条第1項(イ)の一部変更、第2項(イ)～(ヘ)一部変更、(ト)を削除して(チ)を繰上げ一部変更。第4章 第19条第2項(2)一部変更、(3)を追加、旧(3)(4)を(4)(5)に繰り下げ(6)(7)を追加する。
第5章 第28条第2項、第3項を追加する。第34条 条文中に文言を追加する。
平成21年4月1日に変更
- 17 第2章 第12条第2項の一部変更、第4章 第20条第1項の一部変更、
第6章 第32条の一部変更、第7章 第33条第1項、第2項の一部変更
平成25年4月1日に変更
- 18 全面改訂
平成29年4月1日に改訂